

# 愛媛県中学校総合・新人体育大会に関する合同チーム編成規程

## 1 趣 旨

2校以上の合同チームは、以下の条件で愛媛県中学校総合・新人体育大会への参加を認める。なお、本規程は、少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えようとする趣旨のものであり、勝利至上主義のための合同チームは適用されない。

## 2 条 件

- (1) 学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、それぞれの校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成することができる。
- (2) **合同チームは、県総体及び県新人大会の予選を実施している郡市の単位内で編成できるものとし、その参加については、各地区中体連が趣旨に照らして適正な合同と認めた場合に限る。現行では、「今治・越智」、「東温・上浮穴」、「大洲・喜多」、「八幡浜・西宇和」、「宇和島・北宇和」の5郡市単位が該当する。**
- (3) 合同する各部は、それぞれの中学校に運動部として位置付けられていること。
- (4) 合同チームは個人の部をもたない競技の団体の部において編成を認め、その競技とは、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、ラグビーとする。
- (5) 出場最低人数とは次の人数とし、この人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。  
バスケットボール：5人、サッカー：11人、ハンドボール：7人、軟式野球：9人、バレーボール：6人、ソフトボール：9人、ラグビーフットボール：12人。
- (6) 単独で出場最低人数に足りない中学校チームAは、他の中学校チームBが出場最低人数を満たしていても、合同チームを編成することができる。但し、中学校Bチームは単独でも出場できる。
- (7) 合同する各部は、それぞれに顧問(校長・教員)が配置され、引率が行えること。但し、大会参加に際しての監督は、いずれかの校長・教員が代表し、コーチについてはいずれかのコーチ【外部指導者(コーチ)も含む】とする。
- (8) 合同チームのチーム名は、中学校名の連記(代表校前)とする。  
※ 「代表校」とは、監督の所属校とする。  
※ 大会での標記は校名連記、入賞した場合は合同の各校をそれぞれ表彰対象とする。
- (9) 大会参加時のユニホームについては、チームとして統一したものとする。校名連記の表示は義務付けない。  
※ 原則として各競技規則に準ずるものとする。
- (10) 合同チームとして認められた後の選手(生徒)・監督・コーチの変更は認めない。
- (11) 合同チーム編成による大会参加の登録申請・承認については、別に規程を定める。
- (12) 特例として、次年度に中学校の統合が決定している場合は、新人大会において出場最低人数に関係なく、個人の部をもつ競技も含め、全ての競技において、それぞれの校長の判断により、当該中学校同士の合同チームを編成することができる。

## 附 則

本規程は、平成15年4月18日これを制定し、平成15年度愛媛県中学校総合・新人体育大会より実施する。

**本規程は、平成23年4月28日これを改定し、平成23年度愛媛県中学校総合・新人体育大会より実施する。**